

- ・福祉用具貸与等の契約において、押印は必要な要件とされていないこと、
- ・押印欄の無い重要事項説明書や契約書のひな形を新たに作成したこと、
- ・各都道府県のワンストップ相談窓口を通じた押印の省略や書類の電子化を推進すること、等について通知します。

老高発0331第1号

老認発0331第3号

老老発0331第1号

令和5年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長

各市区長村介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 高齢者支援課長

（公印省略）

認知症施策・地域介護推進課長

（公印省略）

老人保健課長

（公印省略）

福祉用具貸与等における利用手続きの円滑化の更なる推進について（通知）

介護保険制度における福祉用具貸与、特定福祉用具販売のサービスの提供に際しては、福祉用具事業者と利用者との同意を得て行われている。

その同意の際、令和3年度介護報酬改定において、電磁的な対応を認めるとともに、押印等を求めないことが可能であることや、その代替手段を明示した。

押印等の省略や書類の電子化等の取組については、利用者等の利便性の向上に加え、福祉用具事業者における業務の効率化等にもつながるものであることから、デジタル庁とも連携の上、以下のように整理した。

貴職におかれては御了知の上、管内関係団体、関係機関等に対する周知をお願いする。

記

1. 押印の省略について

別紙「押印についてのQ&A」（令和2年6月19日付け内閣府、法務省、経

済産業省）では、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 228 条第 4 項等の解釈として、契約に当たり押印をしなくても契約の効力に影響は生じないこと、押印がされている場合でも相手方の反証が可能であること、文書の成立の真正を証明する手段として、継続的な関係がある場合は相手方とのメールの送受信記録の保存が考えられること等が示されている。

令和 3 年度介護報酬改定においても、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）等を改正し、利用者等の利便性の向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、利用者等への説明・同意を書面で行うものについて、電磁的な対応を原則認めるとともに、押印等を求めないことが可能であることやその代替手段を明示したところである。

については、福祉用具事業者が独自に作成している書類も含めて、今後、福祉用具事業者が各種書類を新規作成・更新する場合、押印等の省略、書類の電子化等が積極的に図られるよう、周知等を進めていただきたい。また、都道府県等においては、上記の趣旨を踏まえ、福祉用具事業者が作成している各種書類について、押印等がないことを理由として、直ちに是正を求めることがないよう留意されたい。

更に、押印等が省略可能であることを普及する観点から、押印欄を明記していない重要事項説明書や契約書のひな形として、別紙様式 1 から 3 までのとおり作成した。都道府県等におかれては、福祉用具事業者におけるサービス内容等に合わせつつ活用されるよう、本様式を広く周知いただくとともに、自治体独自に標準的な様式を定めている場合、一律に押印を求めているものがあれば、見直しを進めていただきたい。

2. その他、利用手続きの円滑化に向けた取組について

（1）ワンストップ窓口の設置による取組の推進

厚生労働省は、介護現場における生産性向上の取組を加速するため、令和 5 年度より、地域医療介護総合確保基金に、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置等を要件とする「介護生産性向上推進総合事業」を創設したところである。

押印の省略や書類の電子化の取組についても、ワンストップ窓口における相談対応事項の一つと考えられるところである。

厚生労働省としても、各都道府県における介護生産性向上推進総合事業の立ち上げの支援等を予定しているところであり、利用手続きの円滑化に向けた取組の推進の観点からも、各都道府県において積極的な事業実施をお願いする。

(2) ICT導入支援事業の促進について

従前より、地域医療介護総合確保基金を活用して各都道府県が実施しているICT導入支援事業では、書類の電子化に際して必要となるソフトウェアや機器等も対象になると考えている。しかし、一部の都道府県において、福祉用具事業者の本事業の利用が低調であるとの報告もあるところである。

そのため、各福祉用具事業者が、現場の業務効率化や職員の負担軽減の推進の観点からも、本事業の活用を検討いただくよう、各都道府県は本事業の利用に向けた周知等について、改めて取り組んでいただきたい。

(3) 他の介護保険サービス等における対応

上記1、2(1)及び(2)の趣旨を十分に踏まえ、福祉用具貸与(特定福祉用具販売)以外の他の介護保険サービス等についても、利用手続きの円滑化の更なる推進をお願いする。

以上